

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

## 令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(歳入歳出外現金等に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

### 第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

歳入歳出外現金等に関する事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

### 第 3 監査の対象

#### 1 対象事務

歳入歳出外現金等に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

#### 2 対象所属

福島区役所、阿倍野区役所、住吉区役所、西成区役所、財政局、契約管財局、福祉局及び会計室

(注) 実地調査は、全所属（IR推進局、大阪都市計画局を除く。）を対象として予備調査を実施した結果、歳入歳出外現金等の制度所管所属に加え、各所属における歳入歳出外現金等に関する事務の状況（財務会計システム上の残高と管理簿等の残高の整合性、保有残高の状況、不適切な事態の発生状況など）を勘案して上記 8 所属を対象として選定し、実施した。

## 第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 本来、歳計現金として取り扱われるべきものが、歳入歳出外現金等として取り扱われるリスク	ア 歳入歳出外現金等のうち本来は歳計現金として取り扱われるべきものがないか。	—
	イ 歳入歳出外現金等に係る規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項1
	ウ 根拠に基づき正確に金額算定され、適切に収入支出事務が行われているか。	—
(2) 本市の返還義務や支払義務が履行されないリスク	ア 残高、内容、支払相手及び支払時期等が適正に把握・管理されているか。	—
(3) 長期間保管しているものについて情報が失われるリスク	ア 保管している歳入歳出外現金等の性格や残高等の情報が適切に把握・管理されているか。	指摘事項1
	イ 合理的な理由がなく長期間滞留しているものはないか。	—
(4) 現金紛失事故等が発生するリスク	ア 現金管理が適切に行われているか。	—
(5) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

## 第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

## 第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

具体的には、実地調査では、歳入歳出外現金等に係る財務会計システム上の残高と管理簿等の残高の整合性に疑義があるものや、過去に不適切な事態が発生しているもの、保有残高が多いものなど、予備調査で判明した事象・リスクについて調査したところ、適切に事務処理が行われていることを確認した。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

## 1 長期間保管している遺留金の解消に向けて改善を求めたもの

【阿倍野区役所、西成区役所に対して】

歳入歳出外現金等は、法令の規定により本市が一時的に保管し、後日、国税局、市町村等正当債権者に支払われる一時取扱金と、本市の法律行為に伴い保証のため担保として徴する保証金に区分される。

一時取扱金である市府民税や所得税等の給与控除金、差押債権等受入金、その他保証金である契約保証金や行政財産の使用許可に係る保証金等は正当債権者が明確であり、適切な時期に正当債権者に引き渡されているところであるが、死亡された被保護者に係る遺留金（以下「区被保護者遺留金」という。）、老人福祉施設で死亡された方に係る遺留金（以下「区老人福祉被措置者遺留金」という。）、行旅死亡人に係る遺留金（以下「区行旅死亡人遺留金」という。）等、亡くなられた方の遺留金については、長期間本市で保管されるものがある。

厚生労働省と法務省が作成した「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」、福祉局が作成した「生活保護経理事務マニュアル」、「養護老人ホームへの措置関係事務」において、身寄りがいない方が亡くなった時に所持していた遺留金については、葬祭費用等の必要な費用に充てた上で、なお残るものがある場合には、相続人がいる場合は相続人に引き渡し、相続人が不明あるいは相続人全員が相続放棄した場合は、家庭裁判所が選任した相続財産管理人（清算人）が相続財産の管理・清算を行う相続財産管理制度（民法〔明治29年法律第89号〕第952条）、あるいは供託所（法務局）に遺留金を供託する弁済供託制度（民法第494条）により処理することとされている。

今回の監査で、区老人福祉被措置者遺留金の金額の推移を確認したところ、本市全体で、令和3年度末の現金残高が8,900万円であったのに対し、令和5年12月末でも8,300万円とほぼ変動がない状況であった。

そこで、実地調査の対象とした区役所において、相続人への引渡し等がされず、一時取扱金として長期間本市に保管されたままとなっている当該遺留金を確認したところ、直近で歳入歳出外現金等関係事務について監査委員監査を実施した平成25年度以降、管理簿等の不適切な管理により新たに債権者情報が不明となっているものは見受けられなかった。

しかし、阿倍野区役所及び西成区役所においては、過去から一時取扱金として管理しているケースの中に、相続人調査が十分にできていないものや、相続人が不明等の場合の弁済供託の手続ができていないものがあった。

両区役所によれば、養護老人ホームへの入所措置に関する手続や新たに亡くなられた方の相続人調査を優先せざるを得ず、過去に発生した遺留金に関する手続に着手できなかった、あるいは、相続人が受取を拒否したものについては、弁済供託ができないと認識していたとのことである。

これは、過去から保管している遺留金についても、早期に相続人調査等の手続をしなければならぬという認識が不十分であったこと、及び弁済供託の手続に関する経験がなく手続を十分に理解していなかったことが原因である。

現状では、本市に属さない現金を長期間保管することにより、遺留金に関する情報が失われるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

阿倍野区役所及び西成区役所は、区老人福祉被措置者遺留金について、福祉局作成のマニュアル等に沿って、相続人への引渡し、あるいは相続財産管理人（清算人）の選任や弁済供託等を行うなどして、その解消に努められたい。

## 第7 その他

### 留意すべき事項（福祉局に対して）

各区役所及び福祉局が所管する数十年前に発生した遺留金について、大阪法務局に弁済供託の相談をした際、亡くなられた被相続人の記録が無いなど相続人調査が出来ないものは、過失なく確知できないとは言えず弁済供託として扱えないとされた経過があり、やむを得ず本市で保管しているものがある。当該遺留金については、このままでは一時取扱金として半永久的に本市で保管していくことになる。

一方、総務省において、市町村等の負担軽減に向けた課題を整理することを目的に、遺留金、遺留物品及び遺骨の処理や保管の実態等を把握する「遺留金等に関する実態調査」が実施され、令和5年3月に関係省庁に対し勧告が行われた。

その中で法務省に対して、引取者のない死亡人の残余遺留金の弁済供託制度の活用を一層推進する観点から、市町村等が対応に苦慮している事例や手続が円滑に進んでいない事例を把握し、全国の供託所において適切な教示を行うことができるよう運用を改善することを求めている。

福祉局は、区被保護者遺留金や区行旅死亡人遺留金について、これまでも国への制度改善の要望や顧問弁護士への法律相談により解消に向けて取り組まれているが、上記勧告に対する措置の状況など引き続き国の動向を注視しつつ、法務局から弁済供託として扱えないとされた遺留金についても改めて相談するなどして、各区の状況を把握しながら、一時取扱金として半永久的に保管しなければならない事態を解消する手法を検討されたい。

また、第6で述べたように、過去の区老人福祉被措置者遺留金について、今回実地調査の対象となった4区役所中2区役所で相続人調査が十分にできていないものや、相続人が不明等の場合の弁済供託等の手続ができていないものが見られた。福祉局は「養護老人ホームへの措置関係事務」に具体的な手続を記載して周知していたが、当該区役所において十分に理解されていない状況が見られたため、各区の状況を把握し、手続書類の記載例を示すなど、更に丁寧な支援を検討されたい。